

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第56号) 平成29年8月10日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

毎年観測史上最も暑い夏となり、今年も今までに経験したことのない猛暑が続いていますが、皆様、如何お過ごしでしょうか？今年も11日の山の日が金曜日となったため、盆連休に2日がプラスされ、例年よりも長い夏休みになっています。我が家では明後日、大学生の二男駿が帰って来ますが、長男翔は盆を避け、友達の結婚式を兼ねて月末に帰ってきますので、今年も昨年同様、静かな盆休みです。

さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、山陰本線を端から端まで完歩し、東海道本線に移ったところですが、三江線が来年3月末で廃止されることとなったため、廃線までに三江線108.1kmを完歩すべく、江津駅を出発し、現在、邑智郡美郷町の明塚駅までの45.0kmを歩きました。暑い中を歩いていると、大量の汗をかいて熱中症の危険がありますが、生憎と三江線沿線には駅前にすら飲み物の自動販売機さえない所もあり、命をかけた旅となっています。今後、涼しくなればピッチを上げて、廃線までには終着駅の三次まで辿り着きたいと思っています。

また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、今年もこれまでにフルマラソン2回、ハーフマラソン1回、10km2回、その他4回のレースに出場しました。フルマラソンは遂に10回完走を果たしました。川内優輝のようにフルマラソン70回は無理ですが、少しでも回数を伸ばすよう老体に鞭打って頑張るつもりです。

7日に39.3℃の全国一の暑さを記録したように、今年も、まだまだ暑さが続きますが、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

「町村総会」について

最近、高知県土佐郡大川村が村議会を廃止して町村総会を設立することを検討しているということが話題になっています。地方自治法（以下、「法」といいます。）第89条は「普通地方公共団体に議会を置く。」と定めていますので、村議会を廃止することはできないようにも思われます。しかし、法第94条に規定されており、「町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。」と定めており、町村に限っては、議会を廃止することが法的には可能です。

そもそも町村総会は、1888年に明治時代に制定された地方自治の基本法である町村制第31条に「小町村」を対象に新設されたものが、1911年に町村制38条により対象が「特別ノ事情アル町村」に改正され、その後、地方自治法では単なる「町村」に改められた経緯があります。実際に置かれた町村総会は、町村制下の神奈川県足柄下郡芦之湯村と、地方自治法下の東京都宇津木村の2例のみです。

議会を廃止して町村総会を置こうとする理由は、議員のなり手がなくなったためです。全国の自治体で無投票当選が全選挙区の3分の1に達しているばかりか、欠員が議員定数の6分の1を越えて欠員補充のための再選挙になるところさえ出てきています。

しかし、町村総会にした場合、法第95条が「町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。」と定めているため、法第113条の「議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。」との規定が適用されるため、果たして有権者の半数の出席が可能かどうかは怪しく、実現性に乏しいように思われます。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（２２－２０７３）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 ８月１１日（金）～８月１６日（水）